

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、6年11月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から14年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、10年10月から14年6月までは41万円、同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から14年8月1日まで
ねんきん定期便により厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と大きく相違している。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年11月1日から10年10月1日までの申立人に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、6年11月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは41万円と記録されていたところ、そのうち6年11月から8年9月までの期間については、同年3月4日付けで遡って9万8,000円に、同年10月から10年9月までの期間については、9年12月3日付けで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事務担当者は、「当該遡及訂正については明らかではないが、当時は社会保険料が払いきれない状況だった。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できるとともに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所のB工場で工場長をしていた。」としている上、上記の事務担当者は、「社会保険の手続は本社で行っており、申立人は関わっていなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、上記の遡及訂正処理はいずれも事実を即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年11月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、6年11月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）による標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から14年8月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成10年10月から14年6月までは41万円、同年7月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付の義務を履行したか否かについては、当該事業所の事務担当者は、上記給与明細書で確認できる給与額より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、事業主は上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年2月から9年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係るB社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年6月から10年1月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から9年5月1日まで
② 平成9年6月1日から10年2月1日まで

ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。A社及びB社において役員ではあったが名前だけの役員であり、会社の経営には関わっていなかった。確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月1日以降の10年2月26日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか14人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員から遡及訂正について聞かされた。」と証言している。

さらに、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できるが、「業務内容は店長をしていた。」としており、元事業主は、「社会保険の手続きは事業主である私の母親が行っており、申立

人は関わっていなかった。当該遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」としている上、当時の同僚も、「社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年3月1日以降の同年6月12日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか8人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から遡及訂正について聞かされた。」と証言している。

さらに、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できるが、「業務内容は店長をしていた。」としており、元事業主は、「社会保険の手続は事業主である私の母親が行っており、申立人は関わっていなかった。当該遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」としている上、当時の同僚も、「社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年7月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から14年5月31日まで

申立期間について、給与総支給額が30万円から31万円であったのに、年金記録ではこの額よりも低く記録されており納得がいかないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成7年7月については26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年1月から同年6月まで及び同年8月から14年4月までの標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社（現在は、B社）における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年4月から6年4月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年5月1日まで

ねんきん定期便により厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と大きく違っている。当時は会社の役員であったが、社会保険や経理の事務には関わっておらず、会社から標準報酬月額を引き下げるという話も聞いたことがない。その期間は月額100万円の給与を支給していたとする会社の証明書を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年10月21日付けで、遡及して24万円に引き下げられており、申立人のほか5人についても同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役は、「標準報酬月額が遡及訂正されていることについては分からないが、申立期間当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）とのやりとりは私が行っていた。」と証言している。

さらに、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できるが、当該代表取締役は、「申立人の当時の仕事内容はC業務だった。社会保険の手続きは私が行っており、申立人は関わっていなかった。」と証言している上、複数の元同僚も同様の回答をしていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期

間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から47年6月1日まで
年金記録によると、A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、4万5,000円となっているが、仕事はその前後の期間と同じ内容であり、給与が減額されることはなかった。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和46年2月1日からは20等級（6万円）であったところ、申立期間に係る同年8月1日において、4等級低い16等級（4万5,000円）となり、申立期間直後の47年6月1日には6等級高い22等級（6万8,000円）となっており、申立期間のみ著しく低い標準報酬月額になっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において申立期間に係る昭和46年8月1日付けで標準報酬月額に変更があった者は申立人を含め31人いるが、引き下がった者は申立人のみであることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の直前の整理番号の被保険者の標準報酬月額は申立人の標準報酬月額とは対照的に、昭和45年8月1日からは13等級（3万6,000円）であったところ、申立期間に係る46年10月1日付けで7等級高い20等級（6万円）となり、翌年47年10月1日には2等級低い18等級（5万2,000円）になっていることが確認でき、当該被保険者は、「私は日給月給制で、残業も特別多くやったこともなく、給与がそんなに上がった記憶は無い。」と証言している。

加えて、当該事業所の社会保険事務担当者の一人は、「昭和48年のオイ

ルショック前までは、会社の景気も良かったが、標準報酬月額が7等級も大幅に引き上がったことは無い。昇給は、何パーセントから何パーセントと決められ、2等級から3等級の引き上げ幅だったと思う。申立人は事務をやっており、給与は月給制であった。」と証言している。

一方、管轄の年金事務所においても、「申立期間当時、算定基礎届は、5月から7月までの報酬月額に基づき10月からの標準報酬月額を決定していたが、同じ届書で、5月から7月までの報酬月額による月額変更届も兼ねており、算定基礎届の対象者と月額変更対象者が混在した届書になっており、備考欄に『8月月変』と明記し、算定基礎対象者と識別するよう、各事業所に指導していた。申立人の直前の整理番号の被保険者の標準報酬月額と入れ違えて、それぞれの被保険者原票に記載した可能性も考えられる。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、当該事業所が届出を行った申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所において、申立人の直前の整理番号の被保険者の標準報酬月額と取り違えて、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票へ記載したと考えるのが自然であり、事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の直前の整理番号の被保険者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成9年5月29日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年4月の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から同年6月1日まで
A社に平成9年5月末日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成9年4月30日から同年5月28日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、当該事業所が適用事業所でなくなった平成9年4月30日（現在は、平成9年7月8日に訂正されている。）以降の同年7月8日付けで、当初の被保険者資格の喪失日（平成9年5月29日）の記録が取り消され、同年4月30日に遡って喪失した記録とされていることが確認できる上、申立人のほか7人についても同年7月8日付けで資格喪失日が訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の取締役を含む39人について、申立人の資格喪失日の記録が取り消された平成9年7月8日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人はBに係る業務をしていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。これらを総合的に判断すると、申立人について平成9年4月30日に資格を

喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録どおり、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年5月29日であると認められる。

なお、平成9年4月の標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年5月29日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該事業所において勤務していたことがうかがえない上、申立人が所持する同年6月分給与明細書において、同年5月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。